

和歌山県剣道連盟居合道級位・段位審査規程

平成23年 4月 1日 制定
平成29年 4月 1日 一部改正
令和 4年 4月 1日 一部改正

- 第 1 条 和歌山県剣道連盟会則に基づき、居合道の奨励、及びその向上に資する目的で居合道の称号、及び級位・段位は、この規程の定めるところによりその審査を行う。
- 第 2 条 級位・段位の審査について、和歌山県剣道連盟級位・段位審査規程を適用するただし、同規程中、第22条、及び第23条の「日本剣道形」に関する規程は適用しない。
- 第 3 条 五段以下の実技審査は、全日本剣道連盟居合(解説)の「審判・審査上の着眼点」のうち、特に下記の項目に留意し、当段位相当の実力があるか否かを審査する。

(1)初段ないし三段

- ① 正確な着装と作法
- ② 正確な抜付け、切付け
- ③ 正確な血振り、角度
- ④ 正確な納刀

(2)四段ないし五段

初段ないし三段の留意項目に下記項目を加えたもの

- ① 心の落ち着き
- ② 目付
- ③ 気魄
- ④ 気・剣・体の一致

(3)審査委員長は、審査終了後、合否を発表する。

(4)審査員は、審査で知り得た情報等をみだりに他言してはならない。

第 4 条 実技審査における実技本数、及び内容は次の各号のとおりとする。

- ① 実技本数は下表のとおりとし、全剣連居合の技は審査当日、審査委員長が指定する。ただし、古流の技は特に指定せず、受審者の任意の選択によるものとする。

受審級・段位	実施本数	演武時間
級位	全剣連居合5本(自由)	6分
初段・二段・三段	全剣連居合4本ほか1本 (指定技以外か古流の技)	6分
四段・五段	全剣連居合4本及び古流1本	6分

② 刀礼は、すべて全剣連居合の礼法による。

③ 時間の計測は、審査場に入場し、審査員の号令により正面の礼をし、演武終了後、正面の礼をし、携刀姿勢になったときまでとする。

(付 則)

令和 4年 4月 1日から施行する